年末･年始 における
業務の取扱いについて

１．年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは

令和3年12月28日（火）まで

となっております。

年内中に検査受けを予定されている

改造車・並行輸入車・新規検査等事前届出対象車の

事前申請書類は、12月13日（月）までに提出して

ください。

２．年始における業務の取扱い

令和4年1月4日（火）から平常どおり行います。

近畿運輸局　大阪運輸支局

独立行政法人 自動車技術総合機構　近畿検査部